

長崎県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託落札者決定基準

1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

2 総合評価の方法

（1）総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

（2）技術評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

技術評価点 200 点

価格評価点 100 点

（3）技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

①事業の実施方針 80 点

②組織の経験・能力 80 点

③事業従事予定者の経験・能力 40 点

（4）技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については別紙評価基準表のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから1項目でも最低水準を満たしていない場合、技術提案書は不合格とし総合評価点は与えない。

（5）技術評価点の評価は複数名の審査員により行う。

①必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数を超える審査員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は0点とし技術提案書は不合格とする。

②必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	配点 × 1.00
B	優れている	配点 × 0.75
C	やや優れている	配点 × 0.50
D	普通	配点 × 0.25
E	最低水準程度	—

※ 平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

③基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

（6）価格評価点は次の算式により算定する。

価格評価点＝100点×（1－入札価格×1.1／予定価格）

※ 算定の結果端数がある場合、小数点以下第 2 位を四捨五入する。